

イタリア旧民法の規定を継受したわが物権法規定

大 島 俊 之

目次

はじめに

A	第二〇九条
B	第二一五条
C	第二一六条
D	第二一七条
E	第二三一条
F	第二三二条
G	第二三七条
H	第二三八条
I	第二三九条
J	第二四九条
K	第二五〇条
L	第二五一条

M	第二五二条
N	第二五三条
O	第二八五条
P	第三〇四条
Q	第三七七条
R	第三七九条
S	第三九二条

おわりに

はじめに

アメリカ合衆国レイジアナ州やカナダ国ケベック州で刊行されている民法では、母法であるフランス民法の規定との対応関係を示す表を、付録として収録しているものが多い。わが国においても、母法との対応関係を示す表を作成したいというのが、筆者の長年の希望である。わが民法の母法は、フランス民法だけでなく、イタリア旧民法⁽¹⁾、ドイツ民法草案、スイス各州の民法（連邦の民法制定前の各カントンの民法）、ベルギー民法、オーストリア一般民法、スペイン民法、ポルトガル民法など多彩である。したがって、わが民法について母法との対応関係を示す表を作成するには、必然的に長時日を要する。本稿は、そのような筆者の願望を達成するための準備作業の一部である。

わが国の現行民法の物権編の規定のなかには、イタリア旧民法の規定を継受したものがあつた。それをまとめて紹介するのが本稿の目的である。

いうまでもなく、わが民法は、フランス民法の多くの規定を継受している。そして、イタリア旧民法もまた、フランス民法の規定を数多く継受している。その結果、わが民法とイタリア旧民法が結果的に類似した規定を置いている例は、きわめて多数にのぼる。しかし、このような場合には、たとえわが現行民法の起草段階でイタリア旧民法の規定が参照されていても、フランス法を継受したものと考えることにする。したがって、本稿の表題において、「イタリア旧民法の規定を継承した」というのは、フランス民法に由来しないイタリア旧民法の規定のうち、わが民法に継受されたものを意味する。

なお、わが国の現行民法がイタリア旧民法の規定を継受した道筋には、次の二種類のパターンがある。

長型 ボアソナードが、イタリア旧民法を導入したパターンである。したがって、イタリア旧民法↓ボアソナード草案↓日本旧民法↓法典調査会における原案↓現行日本民法という経過をとる。

短型 ボアソナード草案およびそれに基づく旧民法の規定を媒介とせずに、現行の日本民法の起草者が、直接にイタリア旧民法の規定を日本に導入したパターンである。したがって、イタリア旧民法↓法典調査会における原案↓現行日本民法という経過をとる。

A 第二〇九条⁽²⁾

(1) 第一項本文

本条第一項本文の継受パターンは、長型である。

現行日本民法二〇九条一項本文 土地ノ所有者ハ疆界又ハ其近傍ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ又ハ之ヲ修繕スル為メ必要ナル範圍内ニ於テ隣地ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

→
法典調査会における原案二二二条一項本文 土地ノ所有者ハ疆界又ハ其近傍ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ又ハ之ヲ修繕スル為メ必要ナルトキハ隣地ニ立入ルコトヲ得

→
旧民法財産編二二五条 凡ソ所有者ハ土地ノ分界ニ於テ又ハ自己ノ土地ニ工事ヲ為シ得ル餘地ナキ距離ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ又ハ修繕スル為メ隣地ニ立入ルヲ求ムルコトヲ得

→
ボアソナード草案二二八条 全ての所有者は、土地境界線上又はその近傍に存在する牆壁若しくは建物を築造し又は修繕するための工事を行うために、隣地に立ち入ることができる。

→
☆イタリア旧民法五九二条 各所有者は、隣人所有若しくは共有の牆壁その他の工作物を設置又は修繕するために必要な場合には、隣人による自己の土地への立入及び通行を認めなければならない。

←
イタリア現行民法八四三条一項（参考） 所有者は、隣人所有若しくは共有の牆壁及びその他の工作物を設置又は修繕するために必要な場合には、隣人による自己の土地への立入及び通行を認めなければならない。

(2) 第一項但書（参考）

本条第一項但書は、イタリア旧民法を継受したものではない。本条第一項但書の起源はボアソナード草案であ

る。参考までに、その沿革を紹介しておく。

→ 現行日本民法二〇九条一項但書 但隣人ノ承諾アルニ非サレハ其住家ニ立入ルコトヲ得ス

→ 法典調査会における原案二一二条一項但書 但隣人ノ承諾アルニ非サレハ其住家ニ立入ルコトヲ得ス

→ 旧民法財産編二一六条二項 如何ナル場合ニ於テモ隣人ノ承諾アルニ非サレハ右工事ノ為メ其住家ニ立入ルコトヲ得ス縱令其修繕ヲ要スル建物カ隣人ノ住家ニ接続スルモ亦同シ

→ ☆ボアソナード草案二二九条二項 いかなる場合において、隣人の承諾なくして、隣家に立ち入ることはできない。たとえ、修繕を必要とする建物が隣人の住家と接続する場合でも、同様である。

(3) 第二項

本条第二項の継受パターンは、長型である。

→ 現行日本民法二〇九条二項 前項ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得

→ 法典調査会における原案二一二条二項 前項ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコト

ヲ得

旧民法財産編二一七条 立入ヲ許諾セル隣人ハ工事ノ性質及ヒ時期ヲ斟酌シテ受タル妨害ニ相応スル償金ヲ求ムルコトヲ得

→
ボアソナード草案二三〇条 あらゆる場合において、立入を許可した隣人は、工事の性質及び期間を考慮して、自己の受けた損害に対する償金を請求することができる。

→ ☆イタリア旧民法五九四条 前二か条の規定する立入又は通行によって生じた損害については、相応の償金を支払わなければならない。

← イタリア現行民法八四三条二項（参考） 立入が損害を惹起した場合には、適切な償金を支払わなければならない。

B 第二二五条⁽³⁾

本条の継受パターンは、長型である。

→ 現行日本民法二一五条 水流カ事変ニ因リ低地ニ於テ阻塞シタルトキハ高地ノ所有者ハ自費ヲ以テ其疎通ニ必要ナル工事ヲ為スコトヲ得

→ 法典調査会における原案二一八条二項 事変ニ因リ低地ニ於テ水流ノ阻塞シタルトキハ高地ノ所有者ハ自費ヲ

以テ其疎通ニ必要ナル工事ヲ為スコトヲ得

→

旧民法財産編二二五条二項 事変ニ因リ低地ニ於テ水流ノ阻塞シタルトキハ高地ノ所有者ハ平常ノ疎流ニ復スル為メ自費ヲ以テ必要ノ工事ヲ為ス権利ヲ有ス然レトモ義務ヲ負担セス

→

ボアソナード草案二三八条二項 事変により、低地において水流が阻塞されたときは、高地の所有者は、平常の水流に復するため、自費をもって、必要な工事を行うことができる。ただし、その義務を負わない。

→

☆イタリア旧民法五三八条 土地、又は溝、小川、堀若しくはその他の水路が阻塞し、水が隣地に害を及ぼし、又は及ぼす虞れのある場合にも、前条の規定を適用する。

←

イタリア現行民法九一六条（参考） 土地の表面、又は溝、小川、堀若しくはその他の水路が阻塞し、水が隣地に害を及ぼし、又は及ぼす危険のある場合にも、前条の規定を適用する。

C 第二一六条⁽⁴⁾

本条の継受パターンは、長型である。

現行日本民法二一六条 甲地ニ於テ貯水、排水又ハ引水ノ為メニ設ケタル工作物ノ破潰又ハ阻塞ニ因リテ乙地ニ損害ヲ及ホシ又ハ及ホス虞アルトキハ乙地ノ所有者ハ甲地ノ所有者ヲシテ修繕若クハ疏通ヲ為サシメ又必要ア

ルトキハ予防工事ヲ為サシムルコトヲ得

→

法典調査会における可決案二一五条一項 甲地ニ於テ貯水排水又ハ引水ノ為ニ設ケタル工作物ノ破潰又ハ阻塞ニ因リ乙地ニ損害ヲ及ホス虞アルトキハ乙地ノ所有者ハ甲地ノ所有者ヲシテ修繕ヲ為サシメ又必要アルトキハ予防工事ヲ為サシムルコトヲ得

→

法典調査会における修正案二一五条一項 或土地ニ於テ土手其他水ヲ堪フル工作物ノ破潰ニ因リ又ハ水樋、溝渠ノ阻塞ニ因リ水量ヲ増シタルトキハ之ニ因リテ損害ヲ受クル者ハ其土地ノ所有者ヲシテ修繕ヲ為サシメ又必要アルトキハ予防工事ヲ為サシムルコトヲ得

→

法典調査会における原案二一八条一項 堤防其他水ヲ堪フル工作物ノ破潰ニ因リ又ハ水樋、溝渠ノ阻塞ニ因リ隣地ノ水量ヲ増シタルトキハ其所有者ヲシテ修繕ヲ為サシメ又必要アルトキハ新ニ堤防ヲ設ケシムルコトヲ得

→

旧民法財産編二二五条一項 土手其他水ヲ堪フル工作物ノ破潰ニ因リ又ハ水樋、堀割ノ阻塞ニ因リ高地ノ水量ヲ増シテ衝撃ヲ致シ又ハ方向ヲ変セントスルトキハ低地ノ所有者ハ第二百二条及ヒ第二百十一条ニ從ヒテ急害ノ告発⁽⁵⁾ヲ為シ且高地ノ所有者ノ費用ヲ以テ其修繕ヲ為スコトヲ得

→

ポアソナード草案二三八条一項 土手、堤防その他、水をたたえる工作物の破潰により、又は水路若しくは堀

割の阻塞により、高地の水量が増加して氾濫し、又は「水流の」方向が変った場合には、低地の所有者は、第二一四条及び第二二二条の規定に従って急告発を行い、かつ、高地の所有者の費用によって、その修繕を行うことができる。

→

☆イタリア旧民法五三七条一文 土手、堤防など、水をたたえるための土地の工作物が破潰した場合において、又は水流の変化により新たな設備が必要となった場合において、その土地の所有者が修繕又は設置をしようとなし、ないときは、損害を蒙った又は重大な損害を蒙る虞れのある土地の所有者は、自己の費用で、必要な修繕又は設置を行うことができる。

←

イタリア現行民法九一五条一項（参考） 土手、堤防など、水をたたえるための土地の工作物の全部若しくは一部が破潰した場合において、又は水流の自然の変化により新たな設備が必要となった場合において、その土地の所有者が至急に修繕又は設置の準備をしないときは、損害を蒙った又は蒙る虞れのある各土地所有者は、裁判所の許可を得て、緊急手続によって、措置することができる。

D 第二一七条⁽⁶⁾

本条は、イタリア旧民法を継受したものではない。本条は、現行日本民法の起草者の独創によるものであるが、イタリア旧民法の規定が参考にされているので、一応、紹介しておくことにする。

現行日本民法二一七条 前二条ノ場合ニ於テ費用ノ負担ニ付キ別段ノ慣習アルトキハ其慣習ニ従フ

→ 法典調査会における可決案二二八条三項 前二条ノ場合ニ於テ工事ノ費用ニ付キ別段ノ慣習アルトキハ其慣習

ニ従フ

→

☆法典調査会における原案二二八条三項 前二項ノ場合ニ於テ工事ノ費用ハ利益ヲ受クベキ所有者之ヲ分担スル慣習アルトキハ其慣習ニ従フ

*

イタリア旧民法五三九条(参考) 前二か条の規定に基づいて、土手若しくは堤防が保存され、又は阻塞物が除去されることによって利益を受けるすべての所有者は、各人がそれから得る利益の割合に応じて、その費用を分担しなければならない。ただし、損害賠償額、堤防の破潰のための費用及び阻塞物の設置のために要した費用は、この限りではない。

←

イタリア現行民法九一七条(参考) ①土手若しくは堤防が保存され、新設され、又は阻塞が除去されること
によって利益を受けるすべての所有者は、各人がそれから得る利益の割合に応じて、その費用を分担しなければならない。

②ただし、土手の破潰、水流の変化又は阻塞が、所有者のうちの何者かの過失に基づく場合には、その者は、損害賠償の他に、保存、新設又は修繕の費用を負担する。

E 第二二二条⁽⁷⁾

(1) 第一項本文(参考)

本条第一項本文の起源はフランス民法にあるが、次条と関係上、参考までに、その沿革を紹介しておく。
現行日本民法二三一条一項本文 相隣者ノ一人ハ共有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得

→ 法典調査会における原案二三二条一項本文 相隣者ノ一人ハ共有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得

→ 旧民法財産編二五五条三項一文 互有者ハ互有ノ牆壁ノ高サヲ増スコトヲ得

→ ポアソナード草案二七六条三項一文 共有者は、共有の牆壁の高さを増すことができる。

→ ☆フランス民法六五八条一文 すべての共有者は、共有の牆壁の高さを増すことができる。〔この六五八条は一九六〇年に改正されたが、この部分には変更はない。〕

← イタリア旧民法五五三条一文(参考) 各共有者は、共有の牆壁の高さを増すことができる。

← イタリア現行民法八八五条一項(参考) 各共有者は、共有の牆壁の高さを増すことができる。〔後略〕

(2) 第一項但書（参考）

本条第一項但書の起源はフランス民法にあるが、次条と関係上、参考までに、その沿革を紹介しておく。

現行日本民法二二二条一項但書 但其牆壁カ此工事ニ耐ヘサルトキハ自費ヲ以テ工作ヲ加ヘ又ハ其牆壁ヲ改築

スルコトヲ要ス

→

法典調査会における原案二二三二条一項但書 但其牆壁カ此工事ニ耐ヘ又ハ之ニ耐ヘシムル為自費ヲ以テ工事ヲ

加ヘ若クハ其牆壁ヲ改築スルコトヲ要ス

→

旧民法財産編二五五条三項二文 但其牆壁ノ堅牢此ニ耐フルトキ又ハ自費ヲ以テ工事ヲ加ヘ若クハ改築ヲ為シ

テ堅牢ナラシムルトキニ限ル

→

ポアソナード草案二七六条三項二文 ただし、その牆壁が堅牢であつて、それに耐えることができる場合、又

は自費をもつて堅牢にする工事をした場合に限る。

→

☆フランス民法六五九条一文 共有の牆壁が高さを増すことに耐えられない状態にある場合には、高さを増す

ことを望む者は、自費をもつて全部の改築をしなければならない。

←

イタリア旧民法五五四条一項（参考） 共有の牆壁が高さを増すことに耐えられない状態にある場合には、高

さを増すことを望む者は、自費をもって全部の改築をしなければならない。厚さの増加部分は、自己の側に建てなければならない。

← イタリア現行民法八八五条二項（参考） 牆壁が高さを増すことに耐えられない状態にある場合には、増築する者は、自費をもって改築又は補強をしなければならない。牆壁の厚さを増す必要がある場合には、厚さの増加部分は、技術的に隣人の土地に建てざるを得ないときを除き、自己の土地の上に建てなければならない。（後略）

(3) 第二項（参考）

本条第二項の起源はフランス民法にあるが、次条と関係上、参考までに、その沿革を紹介しておく。

ス 現行日本民法二三一条二項 前項ノ規定ニ依リテ牆壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ為シタル者ノ専有ニ属ス

→ 法典調査会における原案二三二条二項 前項ノ規定ニ依リテ牆壁ノ高サヲ増シタル部分ハ其工事ヲ為シタル者ノ専有ニ属ス

→ 旧民法財産編二五五条三項三文 此場合ニ於テ其高サヲ増シタル部分ハ互有ニ非ス

→ ポアソナード草案二七六条三項三文 この場合において、その高さを増した部分は、共有とはならない。

→ ☆フランス民法六六〇条 高さを増すことに協力しなかった隣人は、それに要した費用の半分、及び厚さを増やした場合には、それに要した土地の半分の費用を支払って、増加した部分の共有権を取得することができる。〔この規定は一九六〇年に改正され、この部分に続けて第二文が追加されている。〕

← イタリア旧民法五五五条（参考） 高さを増すことに協力しなかった隣人は、それに要した費用の半分、及び厚さを増やした場合には、それに要した土地の半分の費用を支払って、増加した部分の共有権を取得することができる。

← イタリア現行民法八八五条三項（参考） 隣人が牆壁の高さを増した部分の共有権を取得しようとする場合には、その価額を計算する際に、改築又は補強のために要した費用をも算入する。

F 第二三二条⁽⁸⁾

本条の継受パターンは、短型である。

→ 現行日本民法二三二条 前条ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得

→ 法典調査会における原案二三三条 前条ノ場合ニ於テ隣人カ損害ヲ受ケタルトキハ其償金ヲ請求スルコトヲ得

☆イタリア旧民法五四条二項 前項の場合、及び前条の場合において、高さを増したこと又は新しく建築したことによって、隣人が損害を受けたときは、一時的なものであっても、それを賠償すべき義務を負う。

← イタリア現行民法八八五条二項三文（参考） これらいずれの場合においても、改築された牆壁又は増幅された牆壁は共有として留まり、工事の実施によって生じたあらゆる損害について、隣人に賠償しなければならない。

G 第二三七条⁽⁹⁾

(1) 第一項前半

本条第一項前半の継受パターンは、長型である。

→ 現行日本民法二三七条一項前半（昭和三三年改正後） 井戸、用水溜、下水溜又ハ肥料溜ヲ穿ツニハ疆界線ヨ

リ二メートル以上……〔距離ヲ存スルコトヲ要ス〕

→ 日本民法二三七条一項前半（昭和三三年改正前） 井戸、用水溜、下水溜又ハ肥料溜ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ三

尺以上……〔距離ヲ存スルコトヲ要ス〕

→ 法典調査会における原案二三八条一項前半 井戸、用水溜、下水溜又ハ肥料溜ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ六尺以上

……〔距離ヲ存スルコトヲ要ス〕

→

旧民法財産編二六一条一項本文 自己ノ土地ニ井戸、用水溜、下水溜又ハ糞尿坑ヲ穿タントスル所有者ハ分界線ヨリ少ナクトモ六尺ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス

→
ボアソナード草案二八一条一項本文 自己の土地に井戸、用水溜、家事排水溜又ハ糞尿溜ヲ穿つことを望む所有者は、境界線より少なくとも六尺の距離を置くことを要する。

→
☆イタリア旧民法五七三条一項 他人の壁又は共有の壁の近傍において、井戸、用水溜、汚水溜、糞尿溜若しくは肥料溜を穿つことを望む所有者は、地方の条例に異なる定めがない限り、双方の土地の境界線と、井戸、用水溜、汚水溜、糞尿溜若しくは肥料溜の内壁の最も近い点との間に、二メートルの距離を置かなければならない。

←
イタリア現行民法八八九条一項（参考） 境界の近傍において、井戸、用水溜、汚水溜、糞尿溜若しくは肥料溜を穿つことを望む者は、境界線上に区分壁があるときでも、境界線と上記工作物の内壁の最も近い点との間に、少なくとも二メートルの距離を置かなければならない。

(2) 第一項後半

本条第一項後半の継受パターンは、長型である。

現行日本民法二三七条一項後半（昭和三三年改正後） 池、地窖又ハ厠坑ヲ穿ツニハ一メートル以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス

→ 日本民法二三七条一項後半（昭和三三年改正前） 池、地窖又ハ厠坑ヲ穿ツニハ三尺以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス

→ 法典調査会における原案二三八条一項後半 地窖又ハ厠坑ヲ穿ツニハ三尺以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス

→ 旧民法財産編二六一條二項 乾燥シテ覆蓋アル地窖ニ付テハ右距離ヲ三尺ニ減ス

→ ポアソナード草案二八一條二項 乾燥して、覆いのある地窖については、この距離は、三尺に減ずる。

← ☆イタリア旧民法五七三条二項 下水管、排水管、雨水管、その他のような配管設備についても、境界線から少なくとも一メートルの距離を置かなければならない。

← イタリア現行民法八八九条二項（参考） 上水管、下水管、ガス管、これに類する管、ならびにこれらの管の支管については、境界線から少なくとも一メートルの距離を置かなければならない。

(3) 第二項本文

本条第二項本文の継受パターンは、長型である。

現行日本民法二三七条二項本文 水樋ヲ埋メ又ハ溝渠ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ其深サノ半以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス

→ 法典調査会における原案二三八条二項本文 水樋ヲ埋メ又ハ溝渠ヲ穿ツニハ疆界線ヨリ其深サノ半以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス

→ 旧民法財産編二六一條三項前段 水路ニ供シタル石樋又ハ溝渠ニ付テハ右距離ハ少ナクトモ其深サノ半ニ同シキコトヲ要ス

→ ボアソナード草案二八一條三項前半本文 水路に供した溝又は堀に関しては、この距離は、その深さの半分とする。

→ ☆イタリア旧民法五七五條 堀又は溝を穿つ場合には、地方の条例に異なる定めがない限り、他人の土地との境界線から、その深さと同じ距離を置かなければならない。

← イタリア現行民法八九一條一文(参考) 境界線の近傍において、堀又は溝を穿つことを望む者は、地方の条例に異なる定めがない限り、堀又は溝の深さと同じ距離を置かなければならない。

(4) 第二項但書（参考）

本条第二項但書は、イタリア旧民法を継受したものではない。本条第二項但書の起源はポアソナード草案であるが、参考までに、その沿革を紹介しておく。

→ 現行日本民法二三七条二項但書（昭和三三年改正後） 但一メートルヲ踰ユルコトヲ要セス

→ 日本民法二三七条二項但書（昭和三三年改正前） 但三尺ヲ踰ユルコトヲ要セス

→ 法典調査会における原案二三八条二項但書 但三尺ヲ踰ユルコトヲ要セス

→ 旧民法財産編二六一條三項後段 然レトモ三尺ヲ踰ユルコトヲ要セス

→ ☆ポアソナード草案二八一条三項前半但書 但し、三尺を越える必要はない。

H 第二三八条⁽¹⁰⁾

本条の継受パターンは、長型である。

→ 現行日本民法二三八条 疆界線ノ近傍ニ於テ前条ノ工事ヲ為ストキハ土砂ノ崩壊又ハ水若クハ汚液ノ滲漏ヲ防
クニ必要ナル注意ヲ為スコトヲ要ス

法典調査会における原案二三九条 疆界線ノ近傍ニ於テ前条ノ工事ヲ為ストキハ土砂ノ崩壊又ハ水若クハ汚液ノ滲漏ヲ防クニ必要ナル工事ヲ為スコトヲ要ス（起草委員の説明によれば、法典調査会に提出された原案は、次のようにして継受された旧民法の二つの規定の趣旨を接合したものである。）

*

旧民法財産編二六一一条一項但書 但土砂ノ崩壊又ハ水液ノ滲漏ヲ防クニ必要ナル工事ヲ為スコシ

→

ポアソナード草案二八一条一項但書 但し、土砂

の崩壊又は水の滲漏を防ぐために必要な工事を行うことを妨げない。

→

☆イタリア旧民法五七三条四項 しかし、この距離を置いても、隣人に損害が生じ得べき場合には、

より長い距離を置き、そして隣人の所有権を保存するために必要な工作物を設置するものとする。

*

イタリア現行民法 イタリア現行民法には、イタリア旧民法五七三条四項に対応するような規定はな

→

旧民法財産編二六一一条四項 右溝渠ハ分界線ノ方ニ崖ヲ斜ニ削下シ又ハ石垣若クハ木柵ヲ以テ之ヲ支持スコシ

→

ポアソナード草案二八一条三項後半 堀は、斜面にして、境界線に対して傾斜を付けるか、又は石造

若しくは木造の支持物を設けなければならない。

→

☆イタリア旧民法五七六条一項二文・三文 そして、この淵は、斜面にして傾斜を付けなければならない。斜面がない場合には、人工的な支持物を設けなければならない。

←

イタリア現行民法八九一条三文（参考） 自然の

い。

斜面又は人工の支持物についても、同様とする。

I 第二三九条⁽¹⁾

(1) 第一項

本条第一項の継受パターンは、長型である。

現行日本民法二三九条一項 無主ノ動産ハ所有ノ意思ヲ以テ之ヲ占有スルニ因リテ其所有權ヲ取得ス

→ 法典調査会における原案二三八条一項 無主ノ動産ハ所有ノ意思ヲ以テ之ヲ占有スルニ因リテ其所有權ヲ取得ス

ス

→ 旧民法財産編二条 先占ハ無主ノ動産物ヲ已レノ所有ト為ス意思ヲ以テ最先ノ占有ヲ為スニ因リテ其所有權ヲ取得スル方法ナリ

取得スル方法ナリ

→ ボアソナード草案六〇二条 先占とは、無主の動産を自己の所有とする意思をもって最初に占有することによつて、所有権を取得する方法をいう。〔ボアソナードの説明によれば、ボアソナード草案は、次の二つのイタリア旧民法の規定を接合したものである。〕

→ ☆イタリア旧民法七一〇条一項 所有權は、先占

→ ☆イタリア旧民法七一一条一文 所有し得る物で

によって取得される。

←

イタリア現行民法九二二条（参考） 所有権は、

先占、発見、添付、加工、付合又は混和、取得時効、

契約の結果、死亡を原因とする相続、その他法律の

規定する原因によって、取得する。

あつて、誰の所有でもない物は、先占によって取得
することができる。

←

イタリア現行民法九二三条（参考） 誰の所有で

もない動産は、先占によって取得することができる。

(2) 第二項（参考）

本条第二項は、イタリア旧民法を継受したものではない。本条第二項の起源はフランス民法であるが、参考までに、その沿革を紹介しておく。

現行日本民法二三九条二項 無主ノ不動産ハ国庫ノ所有ニ属ス

→

法典調査会における原案二三八条二項 無主ノ不動産ハ国庫ノ所有ニ属ス

→

旧民法財産編二三条二項 所有者ナキ不動産及ヒ相続人ナクシテ死亡シタル者ノ遺産ハ当然国ニ属ス

→

ボアソナード草案二六条二項 特定の所有者のいない不動産は、当然に国に帰属する。相続人なくして死亡した者の遺産についても同様とする。（ボアソナードの説明によれば、ボアソナード草案は、次の二つのフランス

民法の規定を接合したものである。』

→

☆フランス民法五三九条 無主の財産、相続人なくして死亡した者の財産および相続人が放棄した財産は、国有に属する。

→ ☆フランス民法七一三条 無主物は、国家に帰属する。

J 第二四九条⁽¹²⁾

本条の継受パターンは、長型である。

→ 現行日本民法二四九条 各共有者ハ共有物ノ全部ニ付キ其持分ニ応シタル使用ヲ為スコトヲ得

→ 法典調査会における原案二四九条 各共有者ハ其持分ノ多少ニ拘ハラズ共有物ノ全部ヲ使用スルコトヲ得但他ノ共有者ノ使用ヲ妨ケサルコトヲ要ス

→

→ 旧民法財産編三七条一項 数人一物ヲ共有スルトキハ持分ノ均不均ニ拘ハラズ各共有者其物ノ全部ヲ使用スルコトヲ得但其用法ニ従ヒ他ノ共有者ノ使用ヲ妨ケサルコトヲ要ス

→

→ ポアソナード草案三八条一項 数人が一物を共有するとき、持分が均等であるか不均等であるかを問わず、各共有者は、共有物の全部を使用することができる。但し、その用法に従い、かつ、他の共有者の使用を妨げな

いことを要する。

→

☆イタリア旧民法六七五条 各共有者は、共有物を使用することができる。但し、その用法に従い、他の共有者の利益を害さず、かつ、他の共有者の権利に基づく使用を妨げないことを要する。

←

イタリア現行民法一一〇二条一項(参考) 各共有者は、共有物を使用することができる。但し、その用法を変更せず、かつ、他の共有者の権利に基づく使用を妨げないことを要する。

K 第二五〇条⁽¹³⁾

本条の継受パターンは、長型である。

現行日本民法二五〇条 各共有者ノ持分ハ相均シキモノト推定ス

→

法典調査会における原案二五四条 各共有者ノ持分ハ反対ノ証拠ナキトキハ相均シキモノト看做ス

→

旧民法財産編三七条二項 各共有者ノ持分ハ之ヲ相均シキモノト推定ス但反対ノ証拠アルトキハ此限ニ在ラス

→

ポアンナード草案追補五八四頁 「イタリア民法(六七四条)には、フランス民法には存在しない規定がある。その規定を日本民法草案にも入れるべきであると述べなかった。その規定というのは、『各共有者の持分は、反

対の証明がない限り、相均しいものと推定する』というものである。この規定は、一般原則およびローマ法の伝統によって補充することができる。」

→ ☆イタリア旧民法六七四条一項 各共有者の持分は、反対の証明がない限り、相均しいものと推定する。

← イタリア現行民法一一〇一条一項（参考） 各共有者の持分は、相均しいものと推定する。

↳ 第二五一条⁽¹⁴⁾

本条の継受パターンは、長型である。

→ 現行日本民法二五一条 各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ共有物ニ変更ヲ加フルコトヲ得ス

→ 法典調査会における原案二五〇条 各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ共有物ニ変更ヲ加フルコトヲ得ス

→ 旧民法財産編三八条一項 処分権ニ付テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ承諾アルニ非サレハ其物ノ形様ヲ変スルコトヲ得ス又自己ノ持分外ニ物権ヲ付スルコトヲ得ス

→ ボアソナード草案三九条一項 処分権については、各共有者は、他の共有者の承諾がなければ、その物の形態

を変更することができない。また、自己の持分を越えて、その物に物権を設定することができない。

→

☆イタリア旧民法六七七条 各共有者は、たとえ、すべての共有者に有利な変更であっても、他の共有者が同意しない場合には、共有物に変更を加えることができない。(イタリア旧民法の起草段階でオーストリア一般民法八二八条二文が参照されている。)

*

イタリア現行民法 イタリア現行民法にはイタリア旧民法六七七条の規定は承継されていない。ただ、イタリア現行民法一〇八条は、イタリア旧民法六七七条とわずかに関係がある。

*

オーストリア一般民法八二八条二文(参考) 全共有者が同意しない場合には、各共有者は、共有物について、他の共有者の持分に影響を与えるような変更を加えることができない。

M 第二五二条⁽¹⁵⁾

(1) 本文

本条本文の継受パターンは、短型である。

現行日本民法二五二条本文 共有物ノ管理ニ関スル事項ハ前条ノ場合ヲ除ク外各共有者ノ持分ノ価格ニ從ヒ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

→

→ 法典調査会における原案二五一条本文 共有物ノ管理ハ各共有者ノ持分ノ価格ニ從ヒ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

☆イタリア旧民法六七八条 ①共有物の管理及び享有については、共有者の過半数による決定は、少数の反対者を拘束する。②決定に賛成した票数が共有目的物の価値の過半数を構成しない場合には、過半数とはいえない。〔イタリア旧民法の起草段階でオーストリア一般民法八三三条二文が参照されている。〕

←

イタリア現行民法一〇五条二項（参考） 通常管理行為については、持分の価格に從つて計算された共有者の過半数による決定は、少数の反対者を拘束する。

*

オーストリア一般民法八三三条二文（参考） 共有物元本の通常管理及び利用に関する事項は、多数決で決するものとし、この多数決は、頭数ではなくて、共有者の持分の割合で計算する。

(2) 但書（参考）

本条但書は、イタリア旧民法を継受したものではない。本条但書の起源はボアソナード草案であるが、参考までに、沿革を紹介しておく。

→ 現行日本民法二五二条但書 但保存行為ハ各共有者之ヲ為スコトヲ得

→ 法典調査会における原案二五一条但書 但保存行為ハ各共有者之ヲ為スコトヲ得

旧民法財産編三七条四項 → 各共有者ハ其物ノ保存ニ必要ナル管理其他ノ行為ヲ為スコトヲ得

☆ポアソナード草案三八条三項 → 各共有者は、共有物の保存に必要な管理行為をすることができる。

N 第二五三条⁽¹⁶⁾

(1) 第一項

本条第一項の継受パターンは、長型である。

→ 現行日本民法二五三条一項 各共有者ハ其持分ニ応シ管理ノ費用ヲ払ヒ其他共有物ノ負担ニ任ス

→ 法典調査会における原案二五二条一項 各共有者ハ其持分ニ応シテ管理ノ費用ヲ払ヒ其他共有物ノ負担ニ任ス

→ 旧民法財産編三七条五項 各共有者ハ其持分ニ応シテ諸般ノ負担ニ任ス

→ ポアソナード草案三八条四項 各共有者は、自己の持分の割合に応じて負担に任じる。

→ ☆イタリア旧民法六七四条二項 共有物の利益についても、負担についても、各共有者の持分の割合に応じて配分する。〔イタリア旧民法の起草段階でオーストリア一般民法八三九条一文が参照されている。〕

← イタリア現行民法一一〇四条一項前半（参考） 各共有者は、共有物の保全及び享有に必要な費用を負担しなければならぬ。

*

オーストリア一般民法八三九条一文（参考） 共有物の収益及び負担は、持分の割合に応じて配分する。

(2) 第二項（参考）

本条第二項は、イタリア旧民法を継承したものではない。第二項の起源は、チューリッヒ民法一一一条およびグラウビュンデン民法二一〇条である。これら両者の条文を入手することができていない。参考までに、途中的の沿革を紹介しておく。

現行日本民法二五三条二項 共有者カ一年内ニ前項ノ義務ヲ履行セサルトキハ他ノ共有者ハ相当ノ償金ヲ払ヒテ其者ノ持分ヲ取得スルコトヲ得

→ 法典調査会における原案二五二条二項 共有者カ三箇月内ニ前項ノ義務ヲ履行セサルトキハ他ノ共有者ハ相当ノ償金ヲ払ヒテ其者ノ持分ヲ取得スルコトヲ得

→ ☆チューリッヒ民法一一一条（未入手）

☆グラウビュンデン民法二一〇条（未入手）

〇 第二八五条¹⁷⁾

(1) 第一項本文(参考)

第一項本文は、イタリア旧民法を継受したものである。第一項本文の起源はポアソナード草案であるが、参考までに、沿革を紹介しておく。

現行日本民法二八五条一項本文 用水地役権ノ承役地ニ於テ水カ要役地及ヒ承役地ノ需要ノ為メニ不足ナルトキハ其各地ノ需要ニ応シ先ツ之ヲ家用ニ供シ其残余ヲ他ノ用ニ供スルモノトス

→ 法典調査会における原案二八五条一項本文 用水地役権ノ承役地ニ於テ水カ要役地ト承役地トノ需用ノ為メニ不足ナルトキハ其各地ノ需用ニ応シ先ツ之ヲ家用ニ供シ其残余ヲ他ノ用ニ供スルモノトス

→ 旧民法財産編二八二条二項 二箇ノ不動産ノ需用ノ為メニ水ノ不足スルトキハ先家用ニ次ニ農業用ニ次ニ工業用ニ之ヲ供ス右総テ其不動産ノ重要ノ度ニ割合フ可シ

→ ☆ポアソナード草案三〇二条二項 二つの土地の需要のために水が不足する場合には、まず個人用及び家用に、次に農業用に、次に工業用に用いる。すべての場合に、土地の重要性の割合に応じる。

(2) 第一項但書(参考)

本条第一項但書は、イタリア旧民法を継受したものではない。第一項但書は、現行日本民法の起草者の独創であるが、参考までに、沿革を紹介しておく。

→ 現行日本民法二八五条一項但書 但設定行為ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

☆法典調査会における原案二八五条一項但書 但設定行為ニ反対ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

(3) 第二項

本条第二項の継受パターンは、長型である。

→ 現行日本民法二八五条二項 同一ノ承役地ノ上ニ数箇ノ用水地役権ヲ設定シタルトキハ後ノ地役権者ハ前ノ地役権者ノ水ノ使用ヲ妨クルコトヲ得ス

→ 法典調査会における原案二八五条二項 同一ノ承役地ニ付キ数箇ノ用水地役権ヲ設定シタルトキハ後ノ地役権者ハ前ノ地役権者ノ水ノ使用ヲ妨クルコトヲ得ス

→ 旧民法財産編二八二条三項 数箇ノ要役地アルトキハ各要役地ハ家用ノ為メ相共ニ水ヲ使用ス農工業用ニ付テハ取水ノ先後ハ地役権取得ノ先後ニ従フ

ポアソナード草案三〇二条三項 複数の要役地がある場合には、各要役地は、家用のため共同して水を使用する。農工業用については、権利取得が先の要役地が優先する。

→

☆イタリア旧民法六五二条一項 複数の利用者においては、水の不足は、最も新しく権限又は占有を取得した利用者が負担しなければならない。そして、条件の同じ利用者の中では、最後の利用者が負担しなければならない。

←

イタリア現行民法一〇九二条二項（参考） 複数の利用者においては、水の不足は、最も新しく権限又は占有を取得した利用者が負担しなければならない。そして、条件の同じ利用者の中では、最後の利用者が負担しなければならない。

P 第三〇四条⁽¹⁸⁾

本条の継受パターンは、長型である。

現行日本民法三〇四条 ①先取特権ハ其目的物ノ売却、賃貸、滅失又ハ毀損ニ因リテ債務者カ受クヘキ金銭其他ノ物ニ対シテモ之ヲ行フコトヲ得但先取特権者ハ其払渡又ハ引渡前ニ差押ヲ為スコトヲ要ス

②債務者カ先取特権ノ目的物ノ上ニ設定シタル物権ノ対価ニ付キ亦同シ

→

法典調査会における原案三〇四条 ①先取特権ハ其目的物ノ売却、賃貸、滅失又ハ毀損ニ因リ債務者ノ受クヘ

キ金銭其他ノ有価物ニ対シテモ之ヲ行フコトヲ得但先取特権者ハ其払渡又ハ引渡前ニ差押ヲ為スコトヲ要ス

②債務者カ先取特権ノ目的物ノ上ニ設定シタル物権ノ対価ニ付キ亦同シ

→

旧民法債権担保編一三三條

①先取特権ノ負担アル物カ第三者ノ方ニテ滅失シ又ハ毀損シ第三者此カ為メ債務者ニ賠償ヲ負担シタルトキハ先取特権アル債権者ハ他ノ債権者ニ先タチ此賠償ニ於ケル債務者ノ權利ヲ行フコトヲ得但其先取特権アル債権者ハ弁済前ニ合式ニ払渡差押ヲ為スコトヲ要ス

②先取特権ノ負担アル物ヲ売却シ又ハ賃貸シタル場合及ヒ其物ニ関シ權利ノ行為ノ為メ債務者ニ金額又ハ有価物ヲ弁済ス可キ總テノ場合ニ於テモ亦同シ

→

ボアソナード草案一一三八條

①先取特権の目的物が、第三者によつて滅失又は毀損され、そのために、その者が債務者に対して損害賠償義務を負う場合には、先取特権を有する債権者は、他の債権者に先立って、債務者の有するその賠償請求権を行使することができる。ただし、先取特権を有する債権者は、弁済前に、適式に異義を申し立てることを要する。

②先取特権の目的物を売却又は賃貸した場合など、その物に関する法定又は約定の権利の行使を原因として、債務者に金銭又は有価物を弁済すべき全ての場合も、同様である。火災の場合に保険者の負担する金銭について、第八三九條の規定する権利を妨げない。

→

☆イタリア旧民法一九五一条

①先取特権若しくは抵当権に服している物が滅失した場合、又は毀損された場

合において、滅失又は毀損による損害賠償のために保険者の負担する金額は、それが滅失又は毀損の修復のために用いられたときを除き、先取特権若しくは抵当権付の債権について、その順位に従って弁済するために拘束される。

② 保険者が、滅失又は毀損の時から三〇日が経過した後において、異義を受けずに弁済したときは、保険者は、解放される。

③ 同様に、公用のために強制収用、又は法律による強制地役を原因として負担された金額も、上記の債権の弁済のために拘束される。

←

イタリヤ現行民法二七四二条（参考） ① 先取特権、質権若しくは抵当権に服している物が滅失した場合、又は毀損された場合において、滅失又は毀損による損害賠償のために保険者の負担する金額は、それが滅失又は毀損の修復のために用いられたときを除き、先取特権、質権若しくは抵当権付の債権について、その順位に従って弁済するために拘束される。裁判所は、利害関係人の請求に基づき、その金額を物の回復又は修復に使用するよう確保するため、適切な措置を命じることができる。

② 保険者が、滅失又は毀損の時から三〇日が経過した後において、異義を受けずに弁済したときは、保険者は、解放される。しかし、登記がなされている不動産に係るときは、保険者は、滅失又は毀損が発生したという事実を登記済債権者に通知した後、異義を受けることなく三〇日の期間が経過しなければ、解放されない。

③ 強制地役、強制共有又は特別法の規定を遵守した公益のための収用を原因として負担された金額も、上記の債権の弁済のために拘束される。

〇 第三七七条⁽¹⁹⁾

本条の継受パターンは、短型である。

→ 現行日本民法三三七条 抵当不動産ニ付キ所有権又ハ地上権ヲ買受ケタル第三者カ抵当権者ノ請求ニ応シテ之ニ其代価ヲ弁済シタルトキハ抵当権ハ其第三者ノ為メニ消滅ス

→ 法典調査会における原案三七三条 抵当不動産ニ付キ所有権又ハ地上権ヲ買受ケタル第三者カ抵当権者ノ請求ニ応シテ之ニ其代価ヲ弁済シタルトキハ抵当権ハ其第三者ノ為メニ消滅ス

→ ☆イタリア旧民法二〇二三条三項但書 但し、弁済がなされた場合には、その不動産に設定された抵当権は、前所有者の抵当権を含め、すべて消滅し、第三取得者は、関連する登記の抹消を請求することができる。

← イタリア現行民法二八六七条三項但書（参考） 但し、弁済がなされた場合には、その不動産に設定された抵当権は、前所有者の抵当権を含め、すべて消滅し、第三取得者は、関連する登記の抹消を請求することができる。

R 第三七九条⁽²⁰⁾

本条の継受パターンは、長型である。

現行日本民法三七九条 主タル債務者、保証人及ヒ其承継人ハ抵当権ノ滌除ヲ為スコトヲ得ス

→ 法典調査会における原案三七五条 主たる債務者、保証人及ヒ其承継人ハ抵当権ノ滌除ヲ為スコトヲ得ス

→ 旧民法債権担保編二五七条一項 抵当ヲ滌除スル権利ハ主たる債務者ト為リ又ハ保証人ト為リテ自身ニテ抵当債務ノ責ニ任スル第三所持者ニ属セス

→ ボアソナード草案一二七一条一項 抵当権を滌除する権利は、主たる債務者又は保証人として抵当債務について責任を負う第三所持者には属しない。

→ ☆イタリア旧民法二〇四〇条 抵当権者に対して弁済すべき債務を負担していない取得者は、自己の権利取得の登記より前に登記されている抵当権を、不動産から滌除する権利を有する。

← イタリア現行民法二八八九条一項（参考） 抵当目的物の第三取得者は、自己の権利取得の登記をしており、かつ、抵当権者に対して弁済すべき債務を負担していない場合には、自己の権利取得の登記より前に登記されている抵当権を、不動産から滌除する権利を有する。

S 第三九二条⁽²¹⁾

(1) 第一項 (参考)

本条第一項の起源はポアソナード草案であるが、参考までに、その沿革を紹介しておく。

現行日本民法三九二条一項 債権者カ同一ノ債権ノ担保トシテ数箇ノ不動産ノ上ニ抵当権ヲ有スル場合ニ於テ
同時ニ其代価ヲ配当スヘキトキハ其各不動産ノ価額ニ準シテ其債権ノ負担ヲ分ツ

→

法典調査会における原案三八七条一項 債権者カ数箇ノ不動産ニ付キ抵当権ヲ有スル場合ニ於テ同時ニ其代価
ヲ配当スヘキトキハ其各不動産ノ価額ニ準シ其債権ノ負担ヲ分配ス

→

旧民法債権担保編二四二条一項 債権者カ数箇ノ不動産ニ付キ抵当ヲ有シ其各箇ノ代価ヲ同時ニ清算アリシト
キハ其債権ハ総不動産ノ価額ノ割合ニ応シテ之ヲ分配ス可シ

→

☆ポアソナード草案一二五六条一項 ある債権者が数箇の不動産の上に抵当権を有する場合において、同時に
代価を配当すべきときは、その各不動産の価額に応じてその債権の負担を配分する。

(2) 第二項

本条第二項の継受パターンは、長型である。

現行日本民法三九二条二項 或不動産ノ代価ノミヲ配当スヘキトキハ抵当権者ハ其代価ニ付キ債権ノ全部ノ弁済ヲ受クルコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ順位ニ在ル抵当権者ハ前項ノ規定ニ從ヒ右ノ抵当権者カ他ノ不動産ニ付キ弁済ヲ受クヘキ金額ニ滿ツルマテ之ニ代位シテ抵当権ヲ行フコトヲ得

→ 法典調査会における原案三八七条二項 前項ノ場合ニ於テ或不動産ノ代価ノミヲ配当スヘキトキハ抵当権者ハ其代価ニ付キ債権全額ノ弁済ヲ受クルコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ順位ニ在ル抵当権者ハ前項ノ規定ニ從ヒ右ノ抵当権者カ他ノ不動産ニ付キ弁済ヲ受クヘキ金額ニ滿ツルマテ之ニ代位シテ抵当権ヲ行フコトヲ得

→ 旧民法債権担保編二四二条二項 漸次ノ清算ノ場合ニ於テ右ノ債権者カ不動産中ノ一箇ノ代価ニ因リテ全ク弁済ヲ受ケ此一箇ノ不動産ニ付キ其債権者ノ次ニ抵当ヲ有スル一人又ハ数人ノ債権者カ為メニ弁済ヲ受ケルコトヲ得サルトキハ其一人又ハ数人ノ債権者ハ他ノ各不動産ニ付テハ其相互ノ順位ヲ以テ右弁済ヲ受ケタル債権者ノ抵当ニ当然代位ス

→ ポアソナード草案一二五六条二項 異時配当の場合に於いて、ある債権者が不動産のうちのある代価によって全額の弁済を受け、その不動産につき後順位の抵当権を有する債権者が損害を受けたときは、その後順位 of 債権者は、自己の債権の代わりに、その相互の順位をもって、他の各不動産について、満足を受けた先順位債権者の有している抵当権に、代位することができる。

☆イタリア旧民法二〇一條 ①ある債権者が、一個若しくは数個の不動産の上に抵当権を有する場合において、共同抵当権を有する先順位の債権者が、ある不動産の代価によって満足を受け、そのため、その順位の抵当権者がその不動産から満足を得られないときは、この後順位の抵当権者は、満足を受けた先順位債権者の有している抵当権に代位することができる。また、第一九九四条に規定されているように、付記登記をすることができ、その効果として、損失を受けた債権者は、当該不動産について、抵当権を行使することができ、かつ、登記後の債権者に優先する。この損失を受けた債権者が代位をしたときには、その権利は、さらに、それによって損失を受けた債権者に帰属する。

②前項の規定は、第一九六二条の規定する先取特権によって損失を受けた債権者についても、適用する。

←

イタリア現行民法二八五六条（参考） ①ある債権者が、一個若しくは数個の不動産の上に抵当権を有する場合において、債務者の財産の上に共同抵当権を有する先順位の債権者が、自己の債権の全部又は一部につき、あ

る不動産の代価によって満足を受け、そのため、この後順位抵当権者がその不動産から満足を得られないときは、この後順位債権者の抵当権は、満足を受けた先順位債権者の有する登記済の抵当権に代位することができる。また、他の不動産について、抵当訴権を行使することができ、かつ、満足を受けた先順位債権者の登記順位において、他の後順位の債権者に優先する。この損失を受けた債権者が代位したときは、その権利は、さらに、それによって損失を受けた債権者に帰属する。

②前項の規定は、不動産先取特権によって損失を受けた債権者についても、適用する。

おわりに

わが民法の各編のうち、イタリア旧民法を継受したのは、第二編―物権法領域の規定において最も顕著である（それでも、本稿で紹介した程度である）。他の領域、すなわち、総則、債権、親族および相続においては、イタリア旧民法の影響は少ないようである。

「イタリア民法の条文番号がある場合には、細心の注意を」ということを、わが国の民法学者諸賢に呼びかけたい。執筆者名および書名は伏せるが、近年のわが国において執筆され、出版された民法関係の書物において、「イタリア民法〇〇条」という引用があり、それがイタリア旧民法の条文番号であるというような例を散見する。わが国の民法学界をリードするような大学者の書かれた書物でも、このような例が見られる。わが国の民法に影響を与えたのはイタリア旧民法であり、法典調査会民法議事速記録に記載されているのも、イタリア旧民法の条文番号である。しかし、それは、現行イタリア民法の条文番号とは異なる。戦前に出版された書物に出てくるイタリア民法の条文番号は、イタリア旧民法のものであり、引用の際には注意が必要である。また、戦後に出版された書物であっても（それが大学者の書かれたものであっても）、イタリア旧民法の条文番号が引用されている場合があるので、安心は禁物である。

学者として、「孫引き」は避けなければならない。とくに、イタリア民法の条文番号については、「孫引き」は、絶対に避けなければならない。

- (1) 本稿において、「イタリア旧民法」と呼んでいるものは、イタリア王国成立後、一八六五年に公布され、一八六六年一月一日から施行された民法を意味する。イタリアにおいては、一般に、「一八六五年民法」と呼ばれている。これより前のナポレオン支配時代にも「イタリア民法」が存在していたので、それと区別する必要があるのである。その意味では、「イタリア旧民法」という表現は不正確であるが、本稿では、便宜上、このような呼び方を採用した。なお、本稿において、「イタリア現行民法」と呼んでいるものは、イタリアにおいては、一般に、「一九四二年民法」と呼ばれている。イタリアの旧民法および現行民法の制定の沿革については、大島俊之「イタリア民法典成立史の素描」大阪府立大学経済研究二六卷三・四号（一九八一年）参照。
- (2) 二〇九条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二〇九条論―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三四卷三号（一九八九年）を参照。
- (3) 二二五条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二二五条―二二七条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三四卷四号（一九八九年）を参照。
- (4) 二二六条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二二五条―二二七条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三四卷四号（一九八九年）を参照。
- (5) 「急害ノ告発」というのは、現在の用語では、「占有保全の訴」のことである。
- (6) 二二七条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二二五条―二二七条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三四卷四号（一九八九年）を参照。
- (7) 二二二条の沿革の詳細については、大島俊之「民法三三二条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五卷一号（一九九〇年）を参照。
- (8) 二二三条の沿革の詳細については、大島俊之「民法三三二条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五卷一号（一九九〇年）を参照。

- (9) 二三七条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二三七条および二三八条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五巻二号（一九九〇年）を参照。
- (10) 二三八条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二三七条および二三八条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五巻二号（一九九〇年）を参照。
- (11) 二二九条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二二九条一項の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五巻三号（一九九〇年）を参照。
- (12) 二四九条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二四九条と二五三条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五巻四号（一九九〇年）を参照。
- (13) 二五〇条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二四九条と二五三条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五巻四号（一九九〇年）を参照。
- (14) 二五一条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二四九条と二五三条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五巻四号（一九九〇年）を参照。
- (15) 二五二条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二四九条と二五三条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五巻四号（一九九〇年）を参照。
- (16) 二五三条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二四九条と二五三条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」大阪府立大学経済研究三五巻四号（一九九〇年）を参照。
- (17) 二八五条の沿革の詳細については、大島俊之「民法二八五条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」神戸学院法学二二巻三号（一九九一年）を参照。
- (18) 三〇四条の沿革の詳細については、大島俊之「民法三〇四条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」神戸学院法学二二巻一号（一九九二年）を参照。

(19) 三七七条の沿革の詳細については、大島俊之「民法三七七条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」神戸学院法学二三卷二号（一九九二年）を参照。

(20) 三七九条の沿革の詳細については、大島俊之「民法三七九条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」神戸学院法学二三卷一号（一九九三年）を参照。

(21) 三九二条の沿革の詳細については、大島俊之「民法三九二条の沿革―イタリア法を継受したわが民法規定―」神戸学院法学二三卷二号（一九九三年）を参照。

〔追記〕 田中辰雄先生の思い出を記させていただきたい。筆者は本学に赴任後、日が浅いため、田中先生と同僚であった期間は三年間しかない。本学に赴任後、間もなく、寿司屋に誘っていただき、本学部創設当時の思い出話を聞かせていただいた。先生は、甘党で、おいしいケーキ屋やコーヒースヨップなどを教えていただいた。また、筆者が落語が好きだという話をする、古典芸能全般に造詣の深い先生は、いずれ機会があれば落語家を紹介してあげましようという話であったが、今では、これもかなわぬことになってしまった。

先生は、ヨーロッパを旅行することが好きで、なくなれる前もヨーロッパ行きの準備をしておられた。本稿が掲載される頃には、筆者は、ヨーロッパに長期出張する予定である。先生のお好きであったヨーロッパで先生のことを偲ぶことにしよう。先生は、ヨーロッパ諸国のなかでも特にイタリアがお好きであったので、イタリアに関係する本稿を追悼号に掲載させていただくことにした。